

かほく市議会本会議オンライン配信システム

構築業務仕様書

1 件名

かほく市議会本会議オンライン配信システム構築業務

2 目的

本会議を直接傍聴できない市民等がインターネット環境等を利用して自宅等で会議内容の視聴が可能となるようオンライン配信システムを構築するもの。

3 契約期間

契約締結の日から令和9年2月28日までとする。

(ただし、令和9年第1回定例会初日までに動作確認が出来ること。)

4 仕様

(1) 基本要件

- ① かほく市議会本会議オンライン配信システムの構築を行う。
- ② ①については、機器・ソフトウェア等の調達に加え、設置作業・調整作業等の付帯業務一式を含む。
- ③ 機器等は、省電力・省スペースとすること。
- ④ 電源やケーブル等の配線は、極力目立たないように配慮すること。
- ⑤ 引渡しを要さない発生材や新たな機器等の導入により不要となる既存機器等は関係法令等に従い受注者の責任において撤去・処分すること。

(2) 制御システム

- ① 制御システムの操作は、専門的知識のない職員でも簡単に操作できる機器及びシステム構成とすること。また、議場外で職員1名でのオペレーションが可能であること。

- ② 操作は、液晶タッチパネル方式とし、マウス・キーボード操作もできること。
- ③ 操作は、座席レイアウトを表示した画面から行い、マイク・カメラ・テロップが連動するシステムとすること。
- ④ 座席レイアウトは、簡単に切り替えできること。また、座席の氏名登録等の簡易な変更は、職員が簡単な操作で行えること。
- ⑤ 議場内のレイアウトが大幅変更された場合にも、新たな座席レイアウトを作成追加できること。
- ⑥ テロップは、あらかじめ登録された座席の氏名を、マイクとカメラの連動した操作から映像表示ができること。
- ⑦ 開会操作と録音・録画の開始操作、または、休憩・閉会等操作と録音・録画の停止操作は、同じ操作画面から行えること。
- ⑧ 開会前・休憩中・閉会後は、議会映像以外の映像を出力できること。
- ⑨ 操作席には制御システムとは別に、中継映像を確認できるモニターを設置すること。

(3) カメラ設備

- ① フルHD以上の旋回型機能付カメラを設置すること。
- ② (2) の制御システムからズームイン・ズームアウトがボタン操作で可能であること。
- ③ 24倍以上の光学ズームレンズを有すること。
- ④ 現状照明で十分な撮影ができる解像度・画素数であること。
- ⑤ 出力される信号は、カメラ映像にテロップを重ねてインターネット配信に必要な動画として出力でき、録画設備で録画ができること。
- ⑥ カメラの台数については、受注者において最適なものを提案すること。

(4) マイク設備

- ① マイク設備は少なくとも質問席・答弁席・事務局長席に設けること。また、議場全体の音を集音するマイクも設けること。

- ② 本会議場の配置を考慮して適当かつ妥当なマイクの数を選定すること。また、マイクは集音性を考慮して角度を変えることができること。
- ③ (2) の制御システムから、マイク音声のオン・オフが可能であること。
- ④ マイクが配置された席の手元で発言者にてマイク音声のオン・オフが可能であること。

(5) 録画設備

- ① 議場外から操作できる業務用の機器を設置すること。
- ② (2) の制御システムからの出力を録画できること。
- ③ 録画映像を確認・操作できるモニターを設置すること。

(6) インターネット映像配信設備

- ① 議会の本会議の映像をインターネットで配信できる環境の構築を行うこと。
- ② (3) の⑤をリアルタイムで中継配信できること。
- ③ 動画配信プラットフォームは YouTube を予定しており、配信のためのアカウントは市で準備する。
- ④ インターネット接続回線については市にて準備する。
- ⑤ 将来的に、他の会議やライブ配信（リアルタイム字幕を含む。）も可能な拡張性を有すること。

5 操作研修・マニュアル

- (1) 操作マニュアルは、紙媒体2部と電子データを提供すること。また、バージョンアップ等による機能・操作に変更が生じたときは、更新を行うこと。
- (2) 運用開始前に市職員に操作説明を行うこと。
- (3) システム導入後、初回の議会定例会においてはシステム操作に精通した者が立ち会うこと。

6 運用支援

- (1) システム全般の問合せに迅速に対応できるサポート窓口を設置すること。
なお対応時間は、平日8：30～17：00までの間電話・メール等でサポート対応を行うこと。
- (2) 緊急時には、上記時間外でも対応すること。

7 保守・メンテナンス

- (1) 引渡しの日から起算して1年以内に生じた不良等で、受注者の責任とみなされるものについては、受注者は直ちに無償修理または代替品を設置すること。
- (2) 本業務終了後も別途の契約により保守・メンテナンス対応が可能であること。
- (3) 現地対応が必要な障害などが発生した場合は、概ね2時間以内に対応できる体制をとること。

8 留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守し、また、議会の開催に支障が無いよう調整すること。
- (2) 本業務の履行に当たり知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、本市の同意なく第三者に漏えい又は開示してはならない。なお、本業務終了時においても同様とする。
- (3) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるため、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても本業務を履行するために必要な事項はすべて実施すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、両方で協議の上、誠意を持って速やかに解決する。